

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	福井職業能力訓練センター
登録教習機関の住所	福井市一本木町 52 番地
代表者職氏名	センター長 森川久浩
事務所の名称	福井職業能力訓練センター
事務所の所在地	福井市一本木町 52 番地
行うことができる技能講習	玉掛け技能講習
登録年月日	令和 7 年 6 月 4 日
登録の有効期間の満了日	令和 12 年 6 月 3 日
登録番号	福井基登録第 108 号

令和 7 年 6 月 4 日

福井労働局長